

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための通信機器整備支援事業・学校からの遠隔学習機能の強化事業・GIGAスクールサポーター配置支援事業・私立学校入出力支援装置の整備）の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

- ① 家庭学習のための通信機器整備支援事業
- ② 学校からの遠隔学習機能の強化事業
- ③ GIGAスクールサポーター配置支援事業
- ④ 私立学校入出力支援装置購入事業（府内での対象校が無いため、参考送付となります）

※本事業は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和2年度内の契約であるならば補助対象として扱うこととされます。

2 補助対象経費の範囲及び補助上限額

※補助対象経費の詳細については、別添の文部科学省依頼文、交付要綱及びQ&A等をご確認ください。

（1）家庭学習のための通信機器整備支援事業

- ・補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部及び中学部）とする。
- ・児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（初期設定費を含む）の整備に要する経費を対象とする。
- ・既に家庭に通信環境が整っている児童生徒のために整備するものは本補助金の対象外とする。
- ・補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とする。ただし、可搬型通信機器の整備台数に1万円を乗じた額を補助上限額とする。

（2）学校からの遠隔学習機能の強化事業

- ・補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校とする。
- ・遠隔学習を行うために学校側が使用するカメラ、マイク等及びこれらの附属品（機器の運搬、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む）の整備に要する経費を対象とする。
- ・補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とする。ただし、一式ごとの整備台数に1.75万円を乗じた額を補助上限額とする。また、一式の整備台数は、当該学校の学級数を上限とする。

(3) G I G Aスクールサポーター配置支援事業

- ・補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校とする。
- ・ICT環境整備の設計や使用マニュアル（ルール）の作成などを行うためのICT技術者の配置に要する経費（人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等）を対象とする。
- ・補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とする。ただし、補助対象の人数に57.5万円を乗じた額を補助上限額とする。
- ・大阪府私立高等学校等教育振興補助金（次世代を担う人材育成の推進事業）など他の補助事業と重複しないように注意すること。

3 提出期限及び提出方法

(1) 提出書類①～④ 【提出期限：令和2年7月17日（金）】

※紙媒体（2部）を郵送により大阪府教育庁私学課小中高振興グループあてに提出してください。

※紙媒体での提出書類は、以下の①から④の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。A4二穴ファイル（フラットファイル等）に綴じる必要はありません。また、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要もありません。

(2) 提出書類① 【提出期限：令和2年7月17日（金）】

※（1）での郵送による提出とあわせて、電子メールにより大阪府教育庁私学課小中高振興グループあてに提出してください。（E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※電子メールの件名は、「【学校名】私立学校情報機器整備費補助金 計画調書の提出について」としてください。

4 提出書類

- ① 私立学校情報機器整備費 事業計画一覧（別紙1）
- ② 私立学校情報機器整備費 計画調書（様式1）
- ③ 採択理由書（様式2）
- ④ 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

※募集対象事業のうち③G I G Aスクールサポーター配置支援事業については、提出書類③及び④の提出は不要です。

※提出書類④において、補助対象外の機器等がある場合は、マーカー等を用いてわかりやすく明示してください。

5 留意事項

- ・書類の提出方法は、上記2のとおり、原則として郵送及び電子メールによるものとします。なお、提出のあった書類については、私学課での書類確認を行い、必要に応じて各学校法人担当者の方に対して電話又はメール等により問合せをいたします。
- ・購入する機器等の定価表やカタログの提出は不要です。
- ・過去に補助事業で整備した設備を廃棄・更新する場合は、当時の事業計画書と実績報告書等を提出してください。
- ・文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。
（HP：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>）
- ・本補助金に係る質問事項については、別添の「質問票」（Excel ファイル）に記載の上、下記担当者までお送りください。なお、回答にはお時間を要する場合がございますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ 井上、石上

住 所：〒540-8570

大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

電 話：06-6941-0351（内線4852）／06-6210-9274（直通）

E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp